

○東海村合理的配慮推進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき事業者が行う必要かつ合理的な配慮の提供を推進することにより、障がい者への理解促進と差別の解消を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与するため、事業者が行う合理的な配慮の提供に係る事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 事業者 法第2条第7号に規定する事業者をいう。
- (3) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 村内の店舗等において使用される点字メニュー、音訳パンフレット、コミュニケーションボード等の社会的障壁の除去に資するコミュニケーションツール（以下「コミュニケーションツール」という。）の作成
- (2) 村内の店舗等において使用される筆談ボード、折り畳み式スロープ、受付用ローカウンター、高さ可動式テーブル等の社会的障

壁の除去に資する物品（以下「合理的配慮推進物品」という。）の購入

(3) 村内の店舗等における段差の解消，手すりの設置，和式トイレの洋式トイレへの改修，引き戸への交換等の社会的障壁の除去に資する工事（以下「合理的配慮推進工事」という。）の施工
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，事業者のうち，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 村内において，不特定多数の者が利用し，かつ，障がい者の利用が見込まれる飲食，物販，医療等の事業を行う事業者

(2) 自治会，コミュニティ組織，ボランティア団体，村民活動団体等の村内で活動する団体

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付の対象としない。

(1) 前項各号の代表者又は役員が，東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合

(2) 条例の規定により禁止する暴力団の威力の利用又は暴力団員等に対する利益の供与のほか，暴力団及び暴力団員等と密接な関係がある場合

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次に掲げる補助対象事業に要する経費とする。ただし，国，県等の制度による補助の対象となる経費は除く。

(1) コミュニケーションツール作成費（コミュニケーションツールの作成に要する経費をいう。以下同じ。）

(2) 合理的配慮推進物品購入費（合理的配慮推進物品の購入に要する経費をいう。以下同じ。）

(3) 合理的配慮推進工事施工費（合理的配慮推進工事の施工に要する経費をいう。以下同じ。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する額とする。ただし、補助対象経費の種類に応じ、次の各号に掲げる額を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) コミュニケーションツール作成費 10,000円

(2) 合理的配慮推進物品購入費 50,000円

(3) 合理的配慮推進工事施工費 100,000円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、東海村合理的配慮推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる補助対象経費の種類に応じた書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) コミュニケーションツール作成費

ア 仕様書

イ コミュニケーションツール作成費となる経費の額等が分かる見積書の写し

ウ 複数のコミュニケーションツールの作成について申請する場合にあつては、コミュニケーションツール作成内訳書（様式第2号）

エ その他村長が必要と認める書類

(2) 合理的配慮推進物品購入費

ア 購入しようとする合理的配慮推進物品の内容が分かるカタログ等の写し

イ 合理的配慮推進物品購入費となる経費の額等が分かる見積書の写し

ウ 複数の合理的配慮推進物品の購入について申請する場合にあつては、合理的配慮推進物品購入内訳書（様式第3号）

エ その他村長が必要と認める書類

(3) 合理的配慮推進工事施工費

ア 工事計画書（様式第4号）又は工事請負契約書の写し

イ 合理的配慮推進工事施工費となる経費の額等が分かる見積書の写し及び工事図面の写し

ウ 合理的配慮推進工事の施工前の現況写真

エ 申請者が合理的配慮推進工事を行おうとする住宅等について改修を行う権原を有しない場合にあつては、当該住宅等の所有者その他当該住宅等について権原を有する者の承諾書

オ その他村長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村合理的配慮推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請をした補助対象者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対し、補助対象事業を行う年度内において、事業実施箇所における啓発チラシの配置、補助事業者の関係者への学習機会の提供等、法第5条に定める関係職員に対する研修等の合理的な配慮に関する取組（以下「研修等」という。）の実施を条件とするほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、さらに条件を付することができる。

3 同一年度における一の補助対象者に対する補助金の交付の回数は、第5条に掲げる補助対象経費の区分ごとに1回を限度とする。

（変更等の申請）

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容等を変更し、又は

補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の内容等の変更にあつては変更の内容に応じ、第7条各号に掲げる変更後の書類を添えて、東海村合理的配慮推進事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第6号）を、補助事業の中止又は廃止にあつてはその理由を付した東海村合理的配慮推進事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な補助事業の内容等の変更については、この限りでない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、補助事業の内容等の変更にあつては当該変更の適否を決定し東海村合理的配慮推進事業補助金補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、補助事業の中止又は廃止にあつては東海村合理的配慮推進事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条第2項の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認の通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに東海村合理的配慮推進事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる補助対象経費の種類に応じた書類を添えて、村長に報告しなければならない。

（1） コミュニケーションツール作成費又は合理的配慮推進物品購入費

ア 納品書の写し

イ 領収書の写し

ウ 研修等の実施状況を示す書類

エ その他村長が必要と認める書類

(2) 合理的配慮推進工事施工費

- ア 工事請負契約書の写し
- イ 工事内訳書の写し
- ウ 領収書の写し
- エ 施工後の現況写真
- オ 研修等の実施状況を示す書類
- カ その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、当該報告の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、東海村合理的配慮推進事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の額が交付決定額と同額であるときは、この限りでない。

(補助金の交付の時期及び請求)

第12条 村長は、補助事業者が補助事業を完了した後において補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村合理的配慮推進事業補助金交付請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金を概算払により受けようとするときは、第8条第1項の交付決定通知書又は第9条第2項の変更承認通知書の写しを添えなければならない。

(虚偽等による交付決定の取消しの通知)

第13条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、東海村合理的配慮推進事業補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 村長は、第9条第2項の規定により補助事業の内容等の変更、補助事業の中止若しくは廃止の承認をした場合又は前条の規定により交付の決定の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の額の全部又は一部を東海村合理的配慮推進事業補助金取消（変更・中止・廃止）分返還通知書（様式第14号）により、期限を定めて、補助団体等にその返還を命じなければならない。

2 村長は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、既に交付した補助金の額の全部又は一部を東海村合理的配慮推進事業補助金超過交付分返還通知書（様式第15号）により、期限を定めて、補助決定者に返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助金の交付に係る図書その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。